



2019年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社ノーリツ
代表者名 代表取締役社長 國井 総一郎
(コード 5943 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役 竹中 昌之
兼 常務執行役員
(電話番号 078-391-3361)

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社の株主還元方針に基づく株主の皆様に対する利益還元のため、自己株式の取得をするものであります。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数 110万株(上限)
(発行済み株式総数(自己株式を除く)に対する割合約2.3%)
- (3) 株式の取得価額の総額 14億円(上限)
- (4) 取得期間 2019年2月14日から2019年12月31日
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付け
 - ① 取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付け
 - ② 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付け

(注) 市場動向等により一部または全部の注文の執行が行われない場合があります。

(ご参考)

2018年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	47,810,764株
自己株式数	2,986,887株

以 上